

# 大分大学大学院教育学研究科運営委員会細則

令和2年3月11日制定  
令和2年教育学研究科細則第2号

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院教育学研究科委員会規程（平成27年教育学研究科規程第1号）第5条第2項の規定により、同条第1項に規定する専門委員会として設置する大分大学大学院教育学研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (構成)

第2条 運営委員会は、副研究科長、主担当の教授、准教授及び講師をもって構成する。

- 2 運営委員会に委員長及び副委員長2人を置く。
- 3 委員長は、副研究科長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員の互選により選出する。

## (審議事項)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 大分大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の担当教員の編成に関する事項
- (2) 非常勤講師等の任用計画に関する事項
- (3) 学生の入学、修了及び学位の授与に関する事項
- (4) 教育課程の見直し及び実施に関する事項
- (5) 研究科のカリキュラムの開発に関する事項
- (6) 入学者選抜方法及び入学者選抜試験実施に関する事項
- (7) 学生生活に関する事項
- (8) 広報及び自己点検評価に関する事項
- (9) その他研究科の運営に関し重要な事項

## (委員長等)

第4条 委員長は、必要に応じて運営委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

## (任期)

第5条 副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 副委員長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (専門部会及び作業部会)

第6条 運営委員会は、専門部会及び作業部会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会等に関し必要な事項は、別に定める。

## (会議)

第7条 運営委員会は、原則として委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の運営委員会において報告しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第9条 運営委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 運営委員会に関する事務は、教育学部事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。